

B009 診療情報提供料（I） 250 点

注

- 2 保険医療機関が、診療に基づき患者の同意を得て、当該患者の居住地を管轄する市町村又は介護保険法第 46 条第 1 項に規定する**指定居宅介護支援事業者**、同法 第 58 条第 1 項に規定する指定介護予防支援事業者、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第 51 条の 17 第 1 項第 1 号に規定する指定特定相談支援事業者、児童福祉法第 24 条の 26 第 1 項第 1 号に規定する指定障害児相談支援事業者等に対して、診療状況を示す文書を添えて、当該患者に係る保健福祉サービスに必要な情報を提供した場合に、患者 1 人につき月 1 回に限り算定する。

通知

- (1) 診療情報提供料(I)は、医療機関間の有機的連携の強化及び医療機関から保険薬局又は保健・福祉関係機関への診療情報提供機能の評価を目的として設定されたものであり、両者の患者の診療に関する情報を相互に提供することにより、継続的な医療の確保、適切な医療を受けられる機会の増大、医療・社会資源の有効利用を図ろうとするものである。
- (2) 保険医療機関が、診療に基づき他の機関での診療の必要性等を認め、患者に説明し、その同意を得て当該機関に対して、診療状況を示す文書を添えて患者の紹介を行った場合に算定する。
- (3) 紹介に当たっては、事前に紹介先の機関と調整の上、下記の紹介先機関ごとに定める様式又はこれに準じた様式の文書に必要事項を記載し、患者又は紹介先の機関に交付する。また、交付した文書の写しを診療録に添付するとともに、診療情報の提供先からの当該患者に係る問い合わせに対しては、懇切丁寧に対応するものとする。

ア イ及びウ以外の場合 別紙様式 11

イ 市町村又は**指定居宅介護支援事業者**等 別紙様式 12 から別紙様式 12 の 4 まで

ウ 介護老人保健施設又は介護医療院 別紙様式 13

- (11) 「注 2」に掲げる・・・また、「保健福祉サービスに必要な情報」とは、当該患者に係る健康教育、健康相談、機能訓練、訪問指導等の保健サービス又はホームヘルプサービス、ホームケア促進事業、ショー トステイ、デイサービス、日常生活用具の給付等の介護保険の居宅サービス若しくは福祉 サービスを有効かつ適切に実施するために必要な診療並びに家庭の状況に関する情報をいう。
- (12) 「注 2」に掲げる「市町村」又は「**指定居宅介護支援事業者**等」に対する診療情報提供は、入院患者については、退院時に患者の同意を得て退院の日の前後 2 週間以内の期間に診療情報の提供を行った場合にのみ算定する。ただし、退院前に算定する場合、介護支援等連携指導料を算定した患者については算定できない。また、「市町村」又は「**指定居宅介護支援事業者**等」に対する診療情報提供においては、自宅に復帰する患者

が対象であり，別の保険医療機関，社会福祉施設，介護老人保健施設等に入院若しくは入所する患者又は死亡退院した患者についてその診療情報を市町村又は**指定居宅介護支援事業者**等に提供しても，区分番号「B009」診療情報提供料(I)の算定対象とはならない。